

令和7年第2回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年6月4日(水曜日)午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)

日程第 3 会期決定の件

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

日程第 7 請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

日程第 8 議案第1号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第 9 議案第2号 令和7年度長南町一般会計補正予算(第2号)について

日程第 10 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

日程第 11 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

日程第 12 議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の協議について

日程第 13 議案第6号 九十九里地域水道企業団の解散について

日程第 14 議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について

日程第 15 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	安 部 潤 一	2番	太 田 久 之
3番	鈴 木 ゆ き こ	4番	河 野 康 二 郎
5番	岩 瀬 康 陽	6番	御 園 生 明
7番	松 野 唱 平	8番	大 倉 正 幸
9番	森 川 剛 典	10番	加 藤 喜 男

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野 貞夫	副町長	佐久間 静夫
教育長	糸井 仁志	総務課長	河野 勉
企画財政課長	江澤 卓哉	企画財政課主幹	小澤 元晴
税務住民課長	松崎 文昭	福祉課長	山本 和人
健康保険課長	長谷 英樹	生活環境課長	三上 達也
産業振興課長	石川 和良	建設課長	高徳 一博
ガス課長	金坂 美智子	教育課長	三ツ本 勝
教育課主幹	山口 重之		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井 隆幸 書記 山本 裕喜

○議長（松野唱平） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

会議に入る前に、皆さんにお知らせいたします。

去る5月26日に開催されました千葉県町村議会議長会定例会において、町村議会議員の自治功労者表彰が行われ、本町の森川剛典議員が受賞されました。

ただいまから、この栄えある表彰の伝達式を執り行います。

ここからは事務局長に進行させます。

○議会事務局長（今井隆幸） それでは、議長の命により進行させていただきます。

この表彰は、町村議会議員として11年以上在職され、地方自治に特に功労があった方々に贈呈されるものです。

恐れ入りますが、森川剛典議員、前のほうにお願いいたします。

○議長（松野唱平） 表彰状、長生郡長南町、森川剛典様。あなたは、多年、町村議会議員として地方自治振興発展に寄与、貢献されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表彰します。令和7年5月26日。千葉県町村議会議長会会長、松野唱平。

おめでとうございます。

○議会事務局長（今井隆幸） なお、松野唱平議長におかれましても、町村議会議長として5年以上在職されたことによる自治功労者表彰を受賞されましたことを申し添えます。

ここで、受賞されました森川剛典議員からご挨拶をお願いしたいと思います。

○9番（森川剛典） 皆様、改めておはようございます。

このような機会をわざわざ議会の開会前に設けていただきまして、誠にありがとうございます。

私は4期目、13年目の活動に入っておりますが、まだまだでございます。今後も皆さんと共に長南町のために、町民のために、町政へ参画していきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

また、共に県議長のほうから表彰を受けました松野議長、おめでとうございます。共に頑張っていきましょう。本日はありがとうございました。

○議会事務局長（今井隆幸） ありがとうございました。

以上で伝達式を終了いたします。

○議長（松野唱平） 開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） おはようございます。

本日は、令和7年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにご多忙、ご多用の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま松野議長、そして森川議員におかれましては、地方自治功労の表彰を受賞されたということで、誠

におめでとうございます。お二方の今後のご活躍を祈念したいと思います。

ここで、令和6年度の各会計決算概要につきまして、現在調整中ではございますが、ご報告申し上げます。

一般会計では、歳入総額は62億9,700万円、歳出総額は58億1,100万円、歳入歳出差引額は4億8,600万円程度となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は2億7,900万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ4つの特別会計につきましては、合計で申しますと、歳入総額は23億4,700万円、歳出総額は22億7,800万円、歳入歳出差引額は6,900万円程度と見込んでおります。農業集落排水事業会計では、使用料収入4,700万円程度、ガス事業会計では、ガス事業収益6億7,200万円程度を見込んでい

るところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、工事請負契約の変更契約の締結1件、補正予算1件、人事案件2件、九十九里地域水道企業団規約の変更、解散、財産の処分で3件の7議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和7年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

6番 御園生 議員

8番 大倉 議員

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

御園生議会運営委員長。

〔議会運営委員長 御園生 明登壇〕

○議会運営委員長（御園生 明） 皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本定例会に付議される事件は、工事請負契約の変更契約1件、補正予算1件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意1件、人権擁護委員候補者の推薦1件、九十九里地域水道企業団に関する協議3件の計7議案が議題とされているほか、請願2件が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日4日から6日までの3日間とすることに決定いたしました。

また、一般質問は4人の議員が行うことになっており、質問順位1番から4番までの全てを本日4日に行うことといたしました。

詳細な日程につきましては、お手元に配付いたしました令和7年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日6月4日から6日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日6月4日から6日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案7件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

また、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和7年4月分の例月出納検査結果、次に、地方自治法施行令第145条第1項の規定による令和6年度長南町継続費繰越計算書の報告、次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和6年度長南町繰越明許費繰越計算書の報告並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松野唱平） 日程第5、行政報告を行います。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） 行政報告を申し上げます。

笠森ドライブイン用地の取得についてでございますが、笠森寺所有の土地4筆、計1,221.58平方メートルにつきましては、令和7年4月4日に土地売買契約を締結し、同年4月16日の所有権移転登記の完了をもちまして町の所有物となりました。

また、笠森ドライブインの建物につきましては、所有者から町へ寄附の申出がありましたので、これを受領させていただいたところであります。

今後はこの土地を有効に活用し、より一層の観光振興につなげていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願から、日程第7、請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから請願第1号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

本定例会の採決の方法については、表決システムにより採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については表決システムにより採決いたします。

これから請願第1号を採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本請願は賛成全員です。

よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本請願は賛成全員です。

よって、請願第2号については採択することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第7号の上程、説明

○議長（松野唱平） 日程第8、議案第1号 工事請負契約の変更契約の締結についてから、日程第14、議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

[町長 平野貞夫登壇]

○町長（平野貞夫） 議案第1号から議案第7号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、本案は、町道利根里線道路改良工事、2工区に係る工事請負契約の変更契約締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行う定額減税を補足する不足額給付金の支給及び地域応援券事業の実施に要する経費の追加が主なものとなります。歳入歳出予算それぞれに4,664万円を追加し、予算の総額を48億243万円にしようとするものでございます。

次に、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてでございますが、

本案は、現委員の榎澤 浩氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に選任いたしましたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてでございますが、本案は、現委員の酒井栄子氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、新たに濱田利子氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしましたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、酒井氏におかれましては、令和元年10月から2期6年にわたりご尽力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

次に、議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の協議についてでございますが、本案は、令和8年4月1日から九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業体を事業統合し、千葉県企業局が経営することとなるため、解散に伴う事務承継等に関する規定を追加することについて、地方自治法の規定に基づく協議を行うものでございます。

次に、議案第6号 九十九里地域水道企業団の解散についてでございますが、本案は、令和8年3月31日をもって同企業団が事業統合により解散することについて、地方自治法の規定に基づく議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてでございますが、本案は、同企業団の解散に伴い財産を承継することについて、地方自治法の規定に基づく議決を求めるものでございます。

以上、議案第1号から議案第7号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第1号の内容の説明を求めます。

河野総務課長。

〔総務課長 河野 勉登壇〕

○総務課長（河野 勉） それでは、議案第1号 工事請負契約の変更契約の締結についての内容の説明を申し上げます。

お手元の議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議会の議決につきましては、町条例では予定価格が5,000万円以上の工事請負契約が該当するものでございます。

変更契約の内容でございますが、まず、1の工事名といたしましては、町道利根里線道路改良工事（2工区）でございます。こちらは令和6年度長南町一般会計予算に、道路新設改良工事事業として予算計上をさせていただき、第3回定例会にて工事請負契約の締結を実施し、工期延長により繰越明許をさせていただいたも

のでございます。

2の契約金額ですが、変更前の契約金額1億1,836万円に対しまして、変更後の契約金額は1億2,000万5,600円となります。

3の契約の相手方でございますが、住所は千葉県長生郡長南町長南489番地1、名称は株式会社荒井工務店、代表者は代表取締役、荒井靖之でございます。

あわせて、参考資料1ページをご覧いただきたいと存じます。

2の内容についてですが、工期につきましては、令和6年9月11日から令和7年7月31日までの予定を、変更後の工期として令和6年9月11日から令和7年9月25日までとさせていただくもので、変更理由でございますが、契約金額の変更の理由といたしましては、海洋センター駐車場出入口のプレキャストU型側溝歩道用を車道用に変更及び大型標識の案内看板を追加することによる増額変更によりまして164万5,600円の増加による変更契約をお願いするものでございます。

工事概要でございますが、工事延長は142.3メートル、幅員は9.5メートルで変更はございません。

工事の内容といたしましては、プレキャストU型側溝のうち、海洋センター駐車場に自動車が進入する箇所部分16メートルにつきまして、歩道用から車道用に変更させていただき、併せて大型標識の案内看板を追加するものでございます。

2ページから3ページは計画平面図等となりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁でございますが、議案第1号 工事請負契約の変更契約の締結についての内容の説明を終わらせさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第2号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書1ページをお開きください。

議案第2号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度の長南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億243万円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは、歳出から事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費では、9目防災対策費、18節負担金補助及び交付金で、町も参画する県被災者支援システムの導入に当たり、当初、県が市町村分の国庫補助金も一括して収入し事業を実施する予定でしたが、国との協議の結果、各市町村で国庫補助金を収入することとなったため、収入した国庫補助金を事業実施している県に負担金として支出する県被災者支援システム負担金99万8,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、所要額全額の99万8,000円について、国庫補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金を充てさせていただくものでございます。

4項選挙費では、3目参議院議員選挙費で、7月に実施が見込まれる参議院議員通常選挙に要する経費を当初予算に計上しておりましたが、旧東小学校において、投票所を体育館から校舎多目的ホールへ変更することとなったため、14節工事請負費で手すり設置、段差解消に要する費用としてバリアフリー改修工事16万5,000円を、17節備品購入費でエアコン及び防火カーテンの購入、設置に要する費用として選挙用備品購入費165万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

また、説明が前後しますが、13節使用料及び賃借料で、エアコンの購入設置などによりスポットクーラーの借り上げ台数が減少するため、投票所・開票所機材等借上料5万2,000円を減額するものでございます。特定財源87万5,000円につきましては、県委託金、参議院議員選挙費委託金を充てさせていただくものでございます。

5目長南町議会議員補欠選挙費で、4月27日に執行した長南町議会議員補欠選挙について、精算により1節報酬から18節負担金補助及び交付金の計717万6,000円を減額し、補正後の予算額を756万1,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策への対応として、令和6年度に定額減税が行われ、その際、令和5年所得等を基にした推計額を用いて定額減税し切れないと見込まれる方へ調整給付金を支給しましたが、令和6年所得等の確定後、本来給付すべき額が調整給付金の額を上回った方に不足額給付金を支給するための経費として、11節役務費で郵便料及び口座振込手数料の計16万6,000円、12節委託料でシステム運用業務委託料119万5,000円、18節負担金補助及び交付金で不足額給付金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（不足給付金）1,580万円の計1,716万1,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、所要額全額の1,716万1,000円について、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てさせていただくものでございます。

本目のその他の追加費用といたしましては、12節委託料で、障害福祉システムについて自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤、いわゆるパブリックメディカルハブ、PMHに対応するためのシステム改修委託料66万円をお願いするものでございます。特定財源につきましては、2分の1となる33万円について国庫補助金、地域診療情報連携推進費補助金を充てさせていただくものでございます。

また、22節償還金利子及び割引料で、令和5年度補正予算で実施した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支

援給付金について、概算払いで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け事業実施をいたしましたが、実績により64万4,000円の返還金が生じましたので、追加させていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、12節委託料で、ひとり親医療システムについて、PMHに対応するためのシステム改修委託料52万8,000円をお願いするものでございます。特定財源につきましては、2分の1となる26万4,000円について国庫補助金を充てさせていただくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費では、1目保健衛生総務費、12節委託料で、5種混合定期接種及び15価肺炎球菌の接種履歴に係るマイナンバー情報連携などのために、健康管理システムのシステム改修委託料255万2,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金、感染症予防事業等補助金14万6,000円を充てさせていただくものでございます。

3目母子保健費では、12節委託料で、子ども医療システムについてPMHに対応するためのシステム改修委託料52万8,000円をお願いするものでございます。特定財源につきましては、2分の1となる26万4,000円について国庫補助金を充てさせていただくものでございます。

6款商工費、1項商工費では、1目商工業振興費で、国の物価高騰対策に係る臨時交付金を活用して行う地域応援券事業に要する経費として、11節役務費で郵便料140万円を、12節委託料で1人5,000円の地域応援券に係る7,000人分の換金費や印刷、広告宣伝等を委託するため、物価高騰対応地域応援券事務委託料3,738万2,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,074万4,000円を充てさせていただくものでございます。

10ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、4目橋梁維持費では、米満地先の本郷橋橋梁架替事業につきましては町と県に関わる事業でございますが、当初予算では、町が事業主体となり実施することで計上しておりましたが、千葉県との協定により県が事業実行者となり、町は負担金にて費用負担することとなったため、12節委託料で修繕調査設計委託料1,980万円を減額し、18節負担金補助及び交付金で本郷橋架替事業県負担金1,000万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、当初、町事業として実施予定であったため、県負担金、橋梁維持費県負担金990万円を計上しておりましたが、県事業となったため全額減額をさせていただくものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

7ページにお戻りください。

15款国庫支出金及び16款県支出金については、歳出においてご説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

一般財源所要額として、20款繰越金、1項繰越金で前年度繰越金575万8,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、11ページから15ページにかけまして、人件費の補正に係る給与費明細書を記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第2号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号及び議案第4号については、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりでございます。

次に、議案第5号から議案第7号までの内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也登壇〕

○生活環境課長（三上達也） それでは、議案第5号から議案第7号までを一括してご説明申し上げます。

議案のご説明を申し上げる前に、今回の九十九里地域水道企業団、南房総地域広域水道企業団及び千葉県企業局との統合に係る概要についてご説明を申し上げます。

まず、水道事業における事業の区分けについてご説明を申し上げます。

昨年12月の議員全員協議会でも九十九里地域水道企業団からご説明がありましたように、九十九里地域水道企業団は、水道事業のうち卸売の事業に相当するものでございます。他方、小売に相当する末端需要家への供給というところは、この長生管内においては、長生郡市広域町村圏組合が担つておるというところでございます。

この卸売の事業者に相当する九十九里地域水道企業団では、長生地域のほか、山武地域、八匝地域にも水の卸売、供給を行っているところでございますが、将来にわたり人口の減少や施設の老朽化が見込まれる中、健全経営及び安定した供給を確保するという観点から、同じ卸売相当の事業者である南房総地域広域水道企業団、千葉県企業局、この3者間で事業の統合を行い、統合後は千葉県企業局が事業を承継するということになるものでございます。

本件統合についてでございますけれども、令和4年4月に千葉県の主導でこの統合に向けた協議会が設置をされまして協議を進めてまいったところでございますが、令和6年12月に、統合後の事業計画となる統合基本計画が策定されまして、令和7年1月に千葉県と関係市町村等において、統合に係る基本協定書の締結が行われたところでございます。今回は、この統合に関して地方自治法の規定によりまして、その手続に必要となる事項を議案として提出させていただいたところでございます。

それでは、議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の協議につきましてご説明を申し上げます。

お手元の議案書4ページをお開きいただければと存じます。

議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の協議について。

九十九里地域水道企業団規約を次のとおり変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは次に、議案書5ページ及び参考資料6ページをご覧いただければと存じます。

本議案は、九十九里地域水道企業団の規約の改正に係るものでございまして、従前規定のなかつた解散後の取扱いについて条文を追加するというものであります。本則に解散と題しました第5章を追加して、第15条において、解散後は千葉県企業局が事務を承継すること、同条第2項において、令和7年度の決算については統合後の令和8年度において千葉県の監査委員が審査をし、県議会の認定に付すこととするものでございます。

なお、参考資料の7ページにつきましては新旧対照表となりますので、後ほどご覧いただければと存じます。
なお、施行期日につきましては、千葉県知事の許可の日からとなります。これは本町を含む構成市町村等の議決を経まして、本件規約の変更を県知事に申請する手続となりますので、これが許可された、県知事の許可の日から施行されるということになるものでございます。

次に、議案第6号 九十九里地域水道企業団の解散についてご説明申し上げます。

お手元の議案書6ページをお開きください。

議案第6号 九十九里地域水道企業団の解散について。

地方自治法第288条の規定により、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の6ページ及び参考資料の8ページをご覧いただければと存じます。

本議案は、九十九里地域水道企業団の解散に当たりまして、地方自治法第288条の規定による解散の届出、これを県知事のほうに行うに当たりまして、同法第290条に規定する関係地方公共団体、すなわち本町を含む構成市町村等の議会の議決を求めるというものでございます。

最後に、議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてご説明申し上げます。

お手元の議案書7ページをご覧ください。

議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について。

令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散することに伴い、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

続きまして、議案書の8ページをご覧いただければと存じます。

九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について。

九十九里地域水道企業団が保有する財産の全てを千葉県企業局に承継する。

それでは、参考資料7ページと併せてご覧をいただければと存じます。

本議案は、九十九里地域水道企業団の解散に伴いまして、企業団が保有する財産の処分について、地方自治法第289条の規定によりまして、その保有する財産の全てを千葉県企業局に承継するということについて、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を求めるというものでございます。

以上、大変雑駁ではございましたが、議案第5号から議案第7号までの説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第5号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8、議案第1号から日程第14、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第1号から日程第14、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午前10時5分からを予定しております。

（午前 9時48分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時05分）

◎一般質問

○議長（松野唱平） 日程第15、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

本日は、質問順位1番から4番までの全てを行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は起立して発言をお願いいたします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 太 田 久 之 議員

○議長（松野唱平） 通告順に発言を許します。

初めに、2番、太田議員。

〔2番 太田久之質問席〕

○2番（太田久之） それでは、2番、太田久之です。

議長のお許しを得ましたので、公園についての質問事項1点、要旨5点について伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

長南町の公園といえば、自然豊かな長南町を象徴する公園として代表的な野見金公園と千葉県立笠森鶴舞自然公園があり、町内外の方が訪れ、にぎわいをもたらしています。そのことは長南町にとってよいことであり、誇れる公園かと思います。

そこで、質問事項の公園についてですが、私たちの時代であれば、農閑期は近所の田んぼや放課後は学校の校庭があり、遊ぶ場所に困ることはませんでした。というよりも、どこでも遊び場だった気がいたします。

友達数人で山に行き、秘密基地だと言って枝を集めて囲いを作り、ほかの友達に自慢話をして得意になったり、この時点で秘密基地ではありませんが。また、川で釣りをして、挙げ句の果てに自分たちが川の中にいた記憶がございます。50年以上も前の昭和のよき時代と言えばそれまでですが、現代の子供たちには想像もできないことかもしれません。

今現在を見ますと、田んぼなどで遊んでいる子供たちの姿や山などに入ることはほとんどないかと思います。山にはイノシシをはじめ、キヨン、ハクビシン、アライグマなどの動物たちのものになっています。また、学校の校庭においては、過去の悲惨な事件以降は開放されていない状況です。

このような状況を踏まえ、質問に入らせていただきます。

まず、要旨の1点目として、町内に児童福祉法に定める児童遊園が現在何か所あるのか、併せて都市公園法に定める公園が何か所あるのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 初めに、児童遊園の関係ですが、現在、町内には児童福祉法に定める児童遊園はありません。

○議長（松野唱平） 高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 続いて、都市公園の関係ですけれども、町内に都市公園法に定める公園はございません。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 第3期子ども・子育て支援事業計画の第2章第4節、事業別評価の事業名、児童公園の評価、C。現在、施策事業の達成に向けて動いている。半分程度実施したと担当課は評価しています。この評価について、ここで議論するつもりはありませんが、子供たちは広い長南町でどこで遊んでいるのでしょうか。寒いから、暑いからといい家の中でゲームをしているのでしょうか。家族でショッピングに出かけているのでしょうか。また、町外の公園にでも出かけて遊んでいるのでしょうか。自然豊かな長南町とはいいうものの、町内には屋外で自由に遊べるところがないのが現状であり、私たちの時代のような思い出がつくれない世代になってしまふのではないでしょうか。

長南町は、町外の子育て世代の方からは、子育て支援は充実しているとよく言われます。このことはとてもすばらしいことだと思います。しかしながら、町内の子育て世代の方々からは、親も子供たちも安心して遊べる公園がないので、何とかしてほしいという声を多く聞きます。第3期子ども・子育て支援事業計画のアンケートにおいても、就学前児童保護者では乳児の遊び場の整備が76.4%と最も高く、小学生保護者では乳幼児の遊び場、公園や児童館などの整備が51.1%という結果も出ています。

次に、要旨の2点目として、現在の長南町の施設等で子供たちが屋外で自由に遊べる施設があるのか伺いますが、町内には旧小学校が4校あり、民間企業が活用されています。校庭を含め、既存の遊具等の管理はどうなっているのか状況を伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 町内の旧4小学校の校庭の関係でございますけれども、旧豊栄小学校、旧東小学校及び旧西小学校の校庭につきましては、現在企業に貸付けをしており、各企業が管理をしているため、町の判断で開放させるということはできない状況となっております。

また、旧長南小学校の校庭につきましては町管理としておりますので、申請があった町民団体等に無償で貸付けを行っておりますが、校庭にある遊具等で遊ぶ際には申請がなくとも自由に利用していただけると、このような状況になっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 旧4校のうち、長南小学校の遊具等では子供たちが自由に遊べるということは承知いたしました。

次に、要旨の3点目として、長南町として安全で親子で遊べる児童福祉法に定める児童遊園、もしくは都市公園法に定める公園などを造る計画があるのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 児童福祉法に定める児童遊園を設置する場合、標準的な設備として、まず、敷地は原則として330平方メートル以上であること。

続いて、設備の内容としては、1つとして、遊具、ブランコ、砂場、滑り台及びジャングルジム等の設備、2点目として、広場、ベンチ、便所、飲料水設備及びごみ入れ等、3点目として、柵及び照明設備、4点目として、その他児童の創意工夫を生かすことのできる附帯的な設備を設けることが望ましいとされております。また、管理運営面では児童厚生員を配置することなど、児童遊園を設置するには諸条件を満たす必要がございます。

現時点では、町内にある野見金公園等をご利用いただき、児童福祉法に規定する児童遊園を整備する計画はございません。

○議長（松野唱平） 高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 続いて、都市公園の関係ですけれども、一般社団法人日本公園緑地協会「公園緑地マニュアル」による都市公園の標準的な配置基準では、1平方キロメートルの中に1か所の広さが2,500平米の街区公園を4か所と、2万平米の近隣公園を1か所の合計5か所、3万平米の公園を設けるものとしております。

また、この1平方キロメートルの中の標準人口は1万人とされておりまして、本町の現状にそぐわないものでありますことから、現在のところ、都市公園法に定める公園の整備計画はございません。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 公園の法的な決まり事については理解をいたしました。

また、現在は公園整備の計画はないということですので、次に、要旨の4点目として、長南町の施設として

陸上競技場と野球場について伺いたいと思いますが、最初に、陸上競技場と野球場の平日及び休日の利用状況を伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） 過去3か年の平均利用率でございますが、平日の陸上競技場の場合6.74%、土曜、日曜では16.45%、野球場は平日の場合4.91%、土曜、日曜では67.89%でございます。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 利用状況を伺いましたが、公共施設として陸上競技場と野球場のように広い場所があるにもかかわらず、平日の利用者が少なく、日中は閑散として寂しい限りです。土曜日、日曜日、祝祭日は主たる目的での予約者がいるかと思われますので、平日においては曜日を定め開放するなど工夫をすれば、既存の施設を有効に活用することができる我认为ます。新たに公園施設を建設するより、費用面においても費用を抑えられる我认为ます。

公共施設を有効活用する観点からも、町民の方に開放すべきと考えますが、町としての考え方を伺いたいと思います。今日カーテン閉まっていますけれども、開けていただければ広い野球場も閑散として、ただの野原になっている状況ですので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） 試験的ではございますが、不適切な使用で荒らされ、本来のスポーツを楽しむ利用者の便宜が妨げられることのないように、条件や時間等を勘案した上で、平日の施設開放について検討してまいります。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） ありがとうございます。

子供たちの成長は待ったなしですので、スピード感を持って実行していただきたいと思います。

遊具については今後のことですが、例えば陸上競技場の地形を利用し、利根里線側の2段になっている斜面を利用した滑り台などを設置してみてはいかがでしょうか。子供たちが笑顔で滑っている情景を想像しただけでもわくわくしてきます。わくわくしてくるのは私だけでしょうか。陸上競技場の利用方法については、遊具の設置場所と陸上競技場の区別が必要であるならば、フェンス等で仕切っても新設するよりも費用はかかるない我认为ます。

第3期子ども・子育て支援事業計画の第3章第3節の施策の方向性の基本目標3には、子供の心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備には、国の示す子ども大綱において、子供らが自ら意見を表明することや社会に参画することの重要性が示されています。あわせて、子供が心身ともに健やかに成長するためには、多様な遊び方や体験活動が充実していること、安全・安心して過ごせる多くの居場所を持つことが重要であるとしています。

子供の生きる力を育むため、学校教育のみならず、様々な主体と連携した多様な遊びや体験の取組を推進するほか、市民団体等と連携し、地域でつながり合いながら子育てをすることができる環境づくりを推進します

と目標を立てていますので、まさしく第3期子ども・子育て支援事業計画の第3章第3節の施策の方向性の基本目標3の目標に当てはまると思いますので、ぜひとも子供たちのために、遊具等につきましても前向きな検討をお願いいたします。

次に、要旨の第5点目として、長南中学校校舎裏の百年山について質問いたします。

百年山は、私が中学生時代には部活動でのランニングに利用したり、山頂には展望台があり、登ったりもいたしました。また、冬になると、当時は各教室の暖房機器がだるまストーブでしたので、まき当番があり、百年山に小枝を取りに行ったりしていました。それこそ前段でもお話しさせていただきましたが、身近な自然の中で、百年山に登ることで足腰が鍛えられる自然界的スポーツジムだったと思います。

そこで、今現在、百年山をどのように管理されているのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） 百年山につきましては、尾根を境として学校斜面側は町有地、反対側が民有地となります。学校側については、現在は地域学校協働本部に属する活動推進員を中心にボランティアを募り、活動の一環として草刈り、枝打ちなどが行われております。直近では、6月8日にも活動が行われる予定と聞いております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 来週の日曜日ということですので、くれぐれもけがや事故のないようお願いいたします。

それと、梅雨の走りですので、作業中の熱中症にも十分注意をしていただきたいと思います。

次に、今後、百年山を利用するような計画があるのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） 百年山について、学習活動で利用する計画は立てておりませんが、一部を中学校生徒が畑づくりなどで利用しております。また、ボランティア活動により間伐材などを使用した階段づくりなど、少しづつではございますが整備していただいております。ボランティアには移住者の方の参加もあり、地元出身者との共同作業として、郷土愛を共有できる意義ある有益なものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） ボランティア活動として、整備に携わってくださっている方々には感謝申し上げます。また、中学生の畑づくりはとてもよい取組だと思います。生き抜く力が学習できると考えます。今後においても、継続して四季折々の野菜づくりを子供たちに体験させていただきたいと思います。

次に、百年山が保安林であると聞いておりますが、保安林としても整備が必要であり、管理はすべきと考えますが、町の考え方を伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 保安林は、災害を防ぐなどの森林の持つ働きを維持するため、森林の状態で保全される必要があり、通常の財産と同じように土地所有者が管理することとされています。そのため、木の伐採、竹の伐採等、その他土地の形質の変更行為が制限され、県知事の事前許可制となっています。

このようなことから、保安林の点検等を実施の上、危険な箇所がある場合はその箇所ごとの危険木の伐採、あるいは一体的な整備が必要であると考えます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 保安林としても森林整備を行い、SDGsの観点からも、一歩ずつでも身近なところから森林に手を入れてはどうでしょうか。あわせて、子供たちの安全を守るためにも、教育現場の周りから手がけ、動物たちのすみかにならないようにすべきと考えます。

このような保安林としての百年山の整備に、森林環境譲与税などを有効活用すべきと考えますが、森林環境譲与税は使えるのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 百年山を面的、一体的な整備と併せ、森林環境学習の場の提供がなされるのであれば、森林環境譲与税の使途として可能であると考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 承知いたしました。

自然の豊かさを維持するためには、森林の整備と管理が必要不可欠です。森を管理し、整備することで、小動物たちは山の中の木の実などを食せるようになります。山が鬱蒼としていては山肌まで日が差さず、小動物の食するものが減少するとも言われています。

林業従事者の減少や高齢化に伴い、長南町の山々は荒廃が進んでいます。そこで、長南町にも林業関係の地域おこし協力隊の隊員や、長南町に移住し林業を営んでいる方もいらっしゃいますので、林業の復活にもつながると考えます。林業のことに関しては、また改めた機会で質問させていただきたいと思います。

都会で生活している人たちは自然に触れ合うため、癒やしを求めて大金を使ってでも地方に出かけています。長南町で生活している町民の方は365日、緑あふれる自然の中で日常を送っています。ある意味、何とぞいたくなことかと思います。長南町で育つ子供たちと都会で生活している子供たちとの体験格差は、大げさかもしれません、計り知れないものではないでしょうか。

長南町都市計画マスターplan平成26年3月においても、新たな都市構造への転換に向けての課題には、開発志向型から保全・交流指向型への転換、環境や芸術文化など、地域資源を活用した人と情報の交流を促進し、交流の場となる拠点とネットワークの整備とあり、既存地域資源の活用と新たなる地域資源の発掘、町の個性の認識とアピールと、平成26年に既にマスターplanとして掲げています。既に11年もの歳月が経過しております。

そこで、いろいろと質問させていただきましたが、陸上競技場と百年山を含めて公園にできないか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） 学校用地は教育目的で使用されることが原則であり、安全面の配慮が最も必要です。

学校は子供たちが集まる場所であり、その周辺環境は安全であることが求められます。公園として利用する場合、開放的な空間となるため外部からのアクセスが容易になり、安全管理が難しくなる可能性があります。多くの人々が集まることになり、学校内での事故やトラブルが発生するリスクが高まります。

以上の理由から、百年山を公園とすることは難しいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 百年山の公園としての活用は難しいということは理解をいたしましたが、百年山を有効活用する観点から、「ただいま、おかえり」のキャッチフレーズのように、中学生の卒業記念として、長南町の木である桜の木やカエデの苗木を毎年植樹してはいかがでしょうか。就職やご結婚を機に長南町から転出した方なども、自分たちが植樹した桜を見に帰ってくることもあるかと思います。

あるいは、春は桜でさくらまつり、秋はカエデで紅葉狩りなど、イベント開催ができるかと考えます。野見金公園でさくらまつり、あじさいまつり、長南町中で自然を満喫し、漢字で山と歩くと書いて散歩と読ませ、長南散歩のコースを笠森鶴舞自然公園からの野見金公園を経由して百年山まで散歩できることは、健康増進と町民の方のコミュニティーの拠点として、さらににぎわいにもつながるかと考えます。

子育て世代の中には、自然豊かな環境で子育てしたいと考える人や高齢者の方では、自然の中でゆっくり生活を送りたいと長南町に魅力を感じ、移住したいと考える人や転出した方なども、Uターンしてくるかもしれません。自然を生かし、今ある貴重な資源の魅力を最大限引き出すことや、資金面においても有効に活用していくことが、人口減少を抱える長南町としては必要なことだと考えます。

地元の人たちで、伐採した木を使って地元の大工さんにベンチなど設置してもらう。ここ長南町で地産地消が生まれ、お金が動き、そして税金を納めてもらう。既製品のベンチを安いからといってインターネットで買うのではなく、長南町の財産を使い、長南町の中でお金が回ることにもつながります。これからを担う若い世代や子供たちに、大人たちが何を残してあげられるのかを考えていくべきと考えます。

また、子供たちに長南町で生まれ、自然の中で遊んだ楽しい思い出が残せるような公園整備をして、成人しても思い出深い長南町に住み続けたい、生活をしていきたい、自分の子供を長南町で育てたいと思うような町にしていくためにも、ぜひとも長南町の緑豊かな自然という財産を生かせるよう、取り組むべきと考えます。子供たちが、何をしたら面白い、何をしたら楽しい、何をしたら負けがをする、何をしたら危険など、遊びの中から自分で体験をして学習していくことも大切なことだと考えます。

長南町の条例に、長南町ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例がございます。この条例の公園指定は、熊野の清水公園と野見金公園ですが、長南町のふるさとふれあい公園に追加することを提案いたします。

最後に、教育と遊びについて、糸井教育長はどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

糸井教育長。

○教育長（糸井仁志）　遊びと学習を大きく分けてみると、遊びというのは子供たち、子供に限定した遊び、成長に関わる遊びということでお答えしたいと思いますが、自ら楽しみながら様々な能力を伸ばしていく、友達関係を深めたりしていくような活動だと思います。それに反して、学習というのはあくまでも指導者がいて、そして教材があって、知識や技能を効率的に、能率的に取得していく活動であります。それがゆえに学習活動というのは、やはり管理面で大きく影響を及ぼされる箇所だと思います。

ただ、遊びというのは逆に子供たちの本当に主体的な活動であって、子供たちの意欲や関心、そして課題意識を深める上ではとても大切なものです。現在、学習活動についても子供たちの主体性を求める、自ら課題を設定したり、そのような活動が大切であるというような言い方をしております。

やはり学びと遊びというのを比べると、どちらがどっちということはないんですけども、遊びが根本にあって、その先に学びが成立しているんじゃないかなというふうに考えています。ですから、子供たちが自由に遊べる環境をつくっていくというのは、とても大切なことではないかなと思います。

長南町では、先ほど話がありましたが、地域学校協働本部の活動として放課後子供教室、年3回の取組でしたが、3年ぐらい続けています。大人が、学校で行っていますので、どうしても管理という面が大きくなってしまいますが、多くの方に参加していただいて、学校の活動、カリキュラムの中では体験できないような活動をしてもらうというような取組をしています。今年度はさらに遊びという部分も加味して、子供たちの自由な遊びの時間を確保できないかというような取組をしています。

やはり長南町、子供たちが集まる場所は学校です。昔のように、議員がおっしゃったように、昔のように地域で子供が活動していくというような状況はなかなかつくれないです。やはりそこにどう私たちが関与していくか。学校あるいは地域、考えていかなければいけない点ではないかななど考えています。

以上です。

○議長（松野唱平）　2番、太田議員。

○2番（太田久之）　ありがとうございました。

それこそ今、教育長さんもおっしゃっていただきましたけれども、子供たちは子供たちの中で、遊びの中で、公園の中で遊ぶうちに子供たちで遊びのルールも決めていくこともあるでしょうし、これはルール違反だと、これをやつたら相手を傷つける、相手から嫌われるというようなことはないでしょうけれども、その嫌われるということも学習の一つなのかなとは、私自身は思っております。

どうか、平日の開放をしていただけるという答弁もございましたので、早急に取り組んでいただければと思います。本当に貴重な財産だと思っておりますので、子供も含めたところで町の施設、現在ある施設を有効に活用して、子供たちが一人でも多く笑顔でいられるように、早急に開放していただければと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（松野唱平）　これで2番、太田議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時55分からを予定しております。

（午前10時39分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

◇ 加藤 喜男 議員

○議長（松野唱平） 一般質問を続けます。

次に、10番、加藤議員。

[10番 加藤喜男質問席]

○10番（加藤喜男） 10番の加藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨日、ミスター・プロ野球と呼ばれました長嶋茂雄さんがお亡くなりになりました。89歳ということです。ご冥福をお祈りいたしたいと思います。

本町では、ついに町民の数が7,000人を切ったという状況でございます。このままですと日本人は徐々に減少し、地方においては過疎化がさらに進むわけであります。この結果、限界集落、限界地区が徐々に増えまして、社会的な共同生活の維持が難しい地区が出現してきてています。私の周りもそういう状況に徐々になりつつあります。

とある政党が、国政政党でございますが、日本の人口減少対策としまして、子育て教育関連費用に利用できる給付金をゼロ歳から15歳まで、1人毎月10万円給付したらどうかというマニフェストを掲げております。子供がいれば、毎月30万円ということです。予算的には12から13兆円毎年かかるというようですが、このような斬新的なアイデアには、私も共鳴をするとところでございます。

2年ほど前には、こども家庭庁なるものが発足しました。その予算は7兆円を超えるというようあります。実績、効果が私はよく分からぬですね。この組織はもう解体して、この予算分も使いながら、子供1人に一月10万円を支給してお母さん、若い家庭を支援していくと。これによって、人口の増加を図ればいいんじゃないかなと思っております。

このまま日本が進んだ場合、20年後には日本人による日本の継続、日本国による継続、日本人による継続が崩壊するんじゃないかというような識者もいます。2600年以上続いている日本の歴史、文化、伝統が消滅してしまうのではないかと危惧するところであります。さきに述べたような斬新的なアイデアなども考えていきながら日本を守っていきませんと、さきの大戦で亡くなってしまった英靈の方々に、申し訳ないと思うところでございます。

さて、来年の1月には町長の改選が予定されているところでございます。今回の一般質問の内容を見ますと、岩瀬議員が町長に去就、進退についての質問があります。町民も大いに関心を持っているところであろうと思っております。

質問に入れますけれども、執行部とは4月23日に質問の内容の打合せを行いました。既に40日以上が過ぎちゃったため、どんな質問をするんだったかなということで忘れてしまいました。振り返ってみたら7つの項目があって、我々はびっくりしております。

それでは、順次進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、町議会議員補欠選挙の執行状況について、町選挙管理委員会にお聞きするわけでございます。

先月に町議会補欠選挙が行われ、新しい議員が2名誕生し、議員の定数に達しました。今回の選挙は補欠選挙でしたが、補欠選挙を単独で行うということは本町では珍しい、初めてなのかもしれないと思っております。今回の突然の選挙になったといつてもよいわけですが、突然の選挙は、全町民、特に被選挙権を有する方々への周知、お知らせは最も重要なことであると思います。

そこで、選管に幾つかお尋ねします。議員に欠員が生じた補欠選挙はいつ行うか、また選挙までの一連の流れについてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 今回の町議会議員の補欠選挙につきましては、昨年の3月に1名の議員がご逝去されたことに加えまして、議長よりこの3月26日付で1名の議員欠員通知を受けたことによりまして欠員が2名となり、公職選挙法第113条の第1項第6号の規定によりまして、補欠選挙実施の事由であります欠員が議員定数の6分の1を超えるに至ったときに該当となりました。

現在、本町の議員定数は10名でございまして、6分の1は16.7%となり、2名の欠員で20%の欠員となりますので、議員定数の6分の1を超えてございます。

また、同法第34条の規定によりまして、補欠選挙の事由が発生をした日から50日以内に選挙を行うこととされておりますので、議員欠員通知書の受理後、3月28日に町の選挙管理委員会のほう開催をさせていただき、補欠選挙の投開票日を4月27日というようにさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。

先ほども言いました突然の選挙となりますと、先ほどのとおり、被選挙権者等に十分周知をしないといけない必要性があると思います。町民の中には、選挙の説明会が終わった後に、選挙のあることを知ったという人もおりました。また、選挙公報についても、もう少しスピーディーな配布ができないかというような話も耳にしております。今回の選挙の周知方法について、問題がなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 住民への周知につきましては、3月31日には町のホームページ及びLINEにて投票日までに係ります一連の日程をお知らせをさせていただき、4月1日付の区長配布にて、回覧によりまして補欠選挙の日程等の周知をさせていただきましたので、事前説明会を実施した4月7日までには、多くの住民の方には周知ができているものと、このように考えております。

また、選挙公報についてですけれども、告示日の4月22日の夕方に、選挙公報への枠の配置を決めるくじというものを実施させていただき、その後に印刷業者にデータを送っております。翌日の23日午前中には選挙公報が納品され、23日中に各区長さんへ毎戸配布にて、少なくとも25日の金曜日までには配布をお願いしますということでお願いをしてございますので、決して周知のスピードが遅かったというふうには、これ以上ちょ

っと厳しいのかなと考えておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。今、課長おっしゃったとおり、毎戸配布というのをやっぱり強烈に進めていかないと、下職の方もなかなか忙しかったり、どんどん配るのが後手にいってしまうというようなこと、また回覧等でもしてしまうと、なかなか回覧が行かないということで、別にきれいにされなくてもガリ版でもいいと思うんですけども、基本的にすぐ、その辺の区長さん関係者は毎戸に配布をしてもらうということで、スピードアップを図っていっていただきたいと思います。この補欠がないとは言えませんけれども、選挙がまたいつあるか分かりませんけれども、その辺また選挙管理委員会のほう、スピード一な周知を目指していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

ちょっと毛色が違いますけれども、中には選挙に行かない人も多くいます。好ましいことではありませんが、その人の意思表示でありますから仕方がないわけですが、問題は、高齢者で選挙に行きたくても交通手段、足がない人たちの話です。

町選管では、有権者の減少等に伴い投票所を減らしました。投票所が減ったことから、近くの方はもう選挙に行かないよというような話も聞こえてきておりました。その方にいえば、一往復でもいいから町の投票所にバスでも出してくれるといいなということを言っています。それを出したから相当投票率が上がるわけでもないとは思いますけれども、こういうリクエストもあるということで、町の選管のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 投票所が統廃合された背景につきましては、有権者数の減少及び期日前投票所利用者の増加に伴います当日有権者の減少などの事由によりまして、投票区、投票所の見直しを行わせていただきました。

その中で、旧第2投票所、坂本地区及び旧第5投票所、水沼、岩撫、竹林、茗荷沢、小沢、報恩寺地区の統廃合につきましては、令和5年度に該当区の区長さんに概要のほうを説明申し上げ、区民の方から意見聴取を行なう中で、全体としましては統廃合に対するご意見はいただけていると、このように考えております。

また、令和6年度に執行されました衆議院選挙と前回令和3年度の投票率比較しますと、町全体では1.81ポイントの減少となっておりますが、期日前投票では2.19ポイントの上昇となっております。また、3月に執行されました県知事選挙においても、その前の前回令和3年度の投票率と比較をしますと、町全体では7.49ポイント減少しておりますが、期日前投票では1.84ポイントの減少にとどまっているところでございます。

なお、投票者全体に占めます期日前投票者の割合につきましても、衆議院選挙時40.8%から45.61%に上昇、知事選挙では47.07%から、この3月では51.06%と、実に投票者の2人に1人以上が期日前投票を利用している状況でございます。

このような状況から、期日前投票を利用している住民は回を重ねるごとに、現在増加傾向にあることがうかがわれておりますので、交通弱者に対する選挙での投票につきましては、町のほうでも実施をしてございま

すデマンドタクシー事業ですか福祉タクシー事業を、期日前投票を利用する際にご活用をいただきながら投票のほうにお越しいただければと、このように考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。県の選挙、国の選挙はあまり熱意が皆さんないんですが、町の関係の町会議員の選挙だとか、町長選挙だとかいうにはぜひとも行きたいという方も、期日前が相当ありますから、そこでうまくやってもらうということでおろしいかと思いますけれども、またひとつよろしくお願ひをいたしまして、この質問を終わります。

次に、軽トラ市についてということでお出しをしてございます。一般的に、消費者の方々は新鮮な食材を欲しがります。このためには、生産者が直接販売するようなことが一番よろしいかなと思うわけですが、そういうことで発送することが、野菜の生産者などが生産した野菜を直接軽トラック等に乗せまして、所定の場所で、所定の日に販売をするということを開催してみたらどうかというご提案でございます。

この軽トラ市につきましては、以前にもあったということを聞いておりますが、ちょっと私もその辺はよく覚えておりません。これによりまして、野菜生産者の状況とか、購買層の状況等もつかめるのではないかと思います。

この事業は、ほとんどお金はなくともできるわけでありまして、マーケットの状況をリサーチするのにいいんじゃないかなということで、この辺の私の提案に対するお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 軽トラ市は、平成26年10月18日、笠森町営駐車場において笠森観音本尊御開帳期間に合わせ、町商工会が主催で開催、町内外からの出店者10団体により農産物等の販売をした実績がございます。初めての開催であったことから、出店者を募集するに当たり大変苦労したと思われます。

現在、農産物直売所建設に向け進めておりますが、直売所の出荷者などの新たな掘り起こし、これは先ほど議員ご質問の中にありましたマーケットリサーチ、こういったことにつながるのではないかと考えますので、実績のある商工会、町農林業生産組合などと協議をして、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。平成26年というご回答でありましたから、約11年ぐらい前ですかね。笠森町営駐車場といいますのは観音様の下だと思いますが、やったことがあるということで了解をいたしました。

10月にどのぐらいの野菜がそろうのかよく分かりませんけれども、野菜は季節物ですから、いつもそろうわけではないわけでありまして、この辺が難しいところだと思いますけれども、私は、町の庁舎の前の駐車場とか、その辺に土日でも定期的に出してみる考え方で、商工会とか生産者をまた集めて検討してみると。これは検討ですから大したお金はかかるないわけでありまして、今言ったとおり、マーケティングリサーチができるの

かもしれないということで、ここで物が集まりませんと、どこで何やったって物は集まらない。生産者も年々老齢化、高齢化していきますので、野菜の出荷量も生産量も減ってくると。とはいって、新しくこれをやろうと思っても、すぐにいいものができる、商品にできるようなものができるというのは、これはなかなか難しいわけでありまして、その辺苦労があるということあります。

ひとつ、また前向きに検討してみて、さっきも言っているとおり場所はある、お金はかかるないということで、もう一回やってみる価値はあるんじゃないかなと思っております。ひとつよろしくご検討のほどお願いしまして、この質問を終わります。

次に、元パチンコ店での農産物等直売を試してみてはどうかということあります。

現在町では、先ほどのとおり409号線沿いの米満地先に直売所を造りたいと、検討中であるということで、いろいろアンケート結果もそのうち出てくるでしょう。

そこで提案でありますけれども、ご存じのとおり、国道409号線ヤックスとコメリの反対側に元パチンコ屋さんがありまして、今貸しに出ていると。お貸しますという看板が出ております。可能であれば二、三年でも借りて、あそこ結構広いし、駐車場もあって便利、ヤックスもコメリもあって便利です。非常に場所的には、本当はあそこを買って何とかしたいぐらいのこともあってもいいのかなと思いますけれども、売ってくれないんでしょうから、あそこを借りて直売所を試しといったらちょっとあれですけれども、やってみたらどうかというようなご提案をするところでありますと、これに対するご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） 元パチンコ店の用地につきましては、現在は不動産業者が取得しまして、借主を募集している最中と伺っております。賃借料は、土地、建物合わせまして一月で44万円、年額にしますと528万円とのことでございます。

直売所交流施設につきましては、現在実施中の基本計画の中で、運営方法につきまして検討してまいりますので、一時的な土地、建物の賃借による運営のほうは考えてございません。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。現在は不動産業者が取得しておるということで、借主を募集している広告板も立っております。

今お聞きしますと一月で44万円、年間ですと528万円ということで、結構これ高いのか安いのかよく分かりませんけれども、物を買うわけじゃないんですが、国道沿いのいい場所でありますので、この値段が適当なのかどうか。この提示された値段が、評価がこれでいいのかどうか、ちょっと何か疑問というか気になるところでございますけれども、言ってみれば貸すほうの値段ですからこれはしようがないわけで、向こうがそれじゃなきや貸さないよと言えばそれで終わりですからあれですが。

年間にして528万円、3年借りたって1,500万円、4年借りたって2,000万円ということありますけれども、米満の環境は十分承知しておりますが、あの場所、非常に私はよろしいと思っています。本来なら先ほどのとおり、買収できればしちゃったほうがいいぐらいの、高いでしょうけれども、そう思っています。

これは相手先のどなたにこのお値段をお聞きした、営業担当なのか、もっと偉い人なのか、その辺ちょっと

分かりますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） 私どものほうで不動産業者のほうにお問合せをさせていただきまして確認したところ、営業担当の方から、この土地につきましては月44万円ということで伺ってございます。ちなみに、売買につきましては検討していないということでございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） これ44万、売買はしないということですけれども、何か交渉の余地があるというふうに見ましたか。それとも、これは全く駄目だなというふうに、電話で思ったかどうかお聞きします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） 値段の交渉につきましては、先方のお話を伺った状況では44万円ということでおっしゃっておられた状況でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） もっと安くならないかとかということはなかったということですね。そのぐらいいろいろ聞いてみてもいいし、相手先に行って面談して聞いてみてもよろしいかと思いましたが、そこまではいっていないうことで分かりました。

次にまいります。笠森ドライブイン用地の取得についてということで、先ほど町長から状況をご説明いただきました。買収できる状況にいっていると。建物については無償で出すから、町勝手にしてくれということの判断だったかと思います。

私も以前より程々の、多くか程々か、観光客が訪れているということも分かっております。うまく活用をすれば有用な場所だと思っておるわけでありますけれども、今後どのように活用するかですが、いろいろな活用方法があると思います。また今後検討していくんでしょう。私としては、次のような活用がいいんじゃないかなということで、一つのご提案を申し上げたいと思います。

現在無償でもらえる建物については全て解体しまして、フラットな更地にしちゃったらどうかと。そしてそこに、後でも出でますが、移動するキッチンカーとか、移動販売の食べ物等を売れる場所を整備しまして、必要によっては水とか電気とか有益環境を整備してやってもいいんじゃないかなと思っておるところでございます。立派な施設をまた構築して何億も金をかけるというようなことではなくて、最低の費用で最高のメリットを得ると、やってみるというようなことがいいんじゃないかなと思っております。こういうご提案ですけれども、感想をお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） 笠森ドライブインの用地の取得につきましては、本定例会におきまして町長より行政報告を申し上げたところでございますが、笠森ドライブインの底地であります笠森寺所有の土地4筆に

つきまして、不動産鑑定によって示されました価格により、令和7年4月4日に土地売買契約のほうを締結いたしまして、所有権移転登記を行った後に町の所有物となったところでございます。

今、加藤議員のほうからご提案のございました移動販売車による物販場所の提供につきましては、活用策の一つであると考えられます。

笠森ドライブイン及び用地の活用につきましては、駐車場及びトイレ、あるいは首都圏自然歩道や弁天谷堰など、周辺環境と一体となった利活用によりまして、観光客の増加による経済効果や文化、歴史の承継の活発化、あるいは交流人口の増加によるにぎわいの創出など、より一層観光振興の発展につながるよう検討してまいります。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。今後検討していくということでよろしいんですけれども、私もたまに牛久のほうへ用事があって行ったりしますと、ちょっと寄ってみて寄るんですけれども、他県ナンバーがほとんどですね。それだけ来てくれているということあります。1回来て、2回来るか分かりませんけれども、非常に有益な場所であると。今回買収が成立したということあります。

参考までに、どのぐらいの価格で評価があったのか。買収単価というのは、これはこの席でお聞きできる、後でもいいんですけれども、公表してもらえるんですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） 契約の金額につきましては、土地合計4筆で、面積のほうは1,221.58平米でございますが、契約金額のほうは825万7,880円でございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。約820万ぐらいで買ったと。これは高いか安いか、評価にのっとって買ったんでしょうから、よろしいかと思います。ひとつ、笠森寺のためにやるわけじゃなくて、笠森寺を利用して町の観光振興を図るというのは、皆さんそのとおりだと思っていますけれども、そういうことで一生懸命知恵を出して、金の前に知恵を出してもらって、いい方向で町の観光名所として人が来るよう、物が売れるように頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

次にまいります。キッチン移動販売車の育成について。販売車、車か者か。キッチン関係の車に移動販売をして行う人たちの育成ということでお聞きをします。

先ほども、笠森寺の下の町営駐車場を更地にして、キッチンカーでも並べてみたらどうかということもご提案したところですが、現在茂原市では要項が何かつくりまして、今年から市役所敷地前に、俗に言うキッチンカーを、平日だと思いますが何台か契約をして置いていると。茂原市の市役所の前にはいろいろ商店がいっぱいあって、よほど特異なものを作るキッチンカーじゃないと、そんなに客が来るのかなと。客で私もまだ一回も見に行ったことがないんですけれども、一度見に行って、どういうものを売っていて、どのくらいの人が来るのかなということ。平日しかやっていないという話ですから、この辺皆さん知っているかどうか分かりませんけれども。

キッチンカーは、呼ぶについて、町は場所だけ提供すれば先ほどのとおりよろしいわけで、町が相当お金を使わなくちゃいけないわけでもないという、そこでありますけれども、新しくキッチンカーを、事業をやってみたいというような人がおれば、本町の行事に優先的に参加してもらうという前提条件も入れる中で、そういう一方で車を買うとか、改造するとか、いろいろお金がかかるわけでありますので、少し町から補助をしてもいいんじゃないかなというような考え方を持つところでございます。これも提案でございますけれども、そういうキッチンカーを今後始めたいという人に対して、補助をして集めたらどうかというようなことでありますので、このことについて町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） ここ数年、野見金公園の各イベント開催時、キッチンカー事業者への出店依頼をし、出店をしていただいております。

このキッチンカーでの創業、起業相談は、現在町のほうにはございませんが、もしそのような相談があれば、国の補助事業を紹介してまいりたいと考えております。なお、町内でキッチンカー事業者がございましたならば、優先的に各イベントへの出店依頼をしてまいります。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） そういうリクエストは今のところないということではありますけれども、これもインターネット、ホームページ等でどんどん周知をしてもらって、本町ではそういうふうに、キッチンカーを起業してみたい方について補助を考えていますというようなことを、ホームページ等でどんどん周知をしていったらどうかなと思います。待っていても来ませんので、長南町はこういうことを考えていますよということで、ひとつ検討していただきたいと思います。

それでは、次にまいります。一般家庭への防犯カメラの設置についてということでお聞きをしたいと思います。

町では、各地区の集会所に防犯カメラの設置を促すために、補助金の制定をしています。その後、申込みがあつたかどうか分かりませんけれども、この段階ではまだ申込みがないということでお聞きしたと思います。

私の集落にも集会所が1つありますし、ごみの集積も兼ねてありますから、たまに地区外の人が置いてはいけないってわけじゃないですけれども、整理されていないものを置いていたりするわけであります。また、防災用の施設も兼ねて倉庫がありますので、その中に入っているんですけども、過去にチェーンソーを盗まれたりとかいうことがあって、駐在さんにもよくパトロールをしてもらっているところでございます。

このため我々の集落としては、防犯カメラを設置しようということで進めていこうと思ったんですけども、その矢先、30年たちました自家水ポンプが壊れまして、盗まれたかなと思ったら盗まれていなくて、モーターがおかしくなって、仕方がなく10万円を出して新しいものに交換しました。この10万円があれば、いい防犯カメラがつけられたんですけども、またみんなで協議してやっていこうと思っていまして、その節はまたよろしくお願いをしたいと思います。

一方考えなくてはいけないのは、そういう公共施設もさることながら、一般家庭への防犯カメラの設置とい

うことで、隣国の大國のように、あらゆるところに防犯カメラがついておって監視社会になつても困りますが、昨今の世間情勢を見ますと、ある程度の監視はやむを得ないかなと思います。監視カメラも小型化、安価になって、いろいろ世の中にはいっぱいあります。町民の安全確保が一番大事なことでありますので、集会所の物が盗まれても、生命にはあまり関係ないわけではありませんけれども、一般家庭の皆様の生命、財産を守るということを考えれば、一般家庭への防犯カメラについても、何がしかの補助金を出してもいいんじゃないかということです。

防犯カメラもいろいろ日進月歩で、携帯でその状況が常時見られるとか、後で再生しなくちゃいけないとか、いろいろ種類もあるようです。時代の流れについていくのは大変でありますけれども、この辺の世の中の流れ、防犯カメラの状況等、こういうのがあるんですよ、こういう方法もあるんですよというようなことも、各地区的自治体、公民館を、施設を運営している長とかそういう人を集めたり、町民に深く、こういう説明会をしますよということで周知をしてもらって、現在どういうようなカメラが世の中に回っていて、どういう機能があるって、どのくらいの値段があってというようなことの講習会も、一緒に考えてくれるとうれしいなということあります。そういうふうに考えております。町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 防犯カメラの設置補助につきましては、令和6年4月から安全で安心な町づくりを推進するため、地域の防犯活動の一つとして、防犯カメラを設置する自治会に対して補助金のほう交付をしてございます。設置に際しましては、区の集会所ですとか、ゴミステーションへの不法投棄抑止の一助となるような場所が想定をされていますので、加藤議員さんおっしゃるように、現在は個人の財産を守るための補助というものは検討はしてございません。

また、防犯カメラの設置方法の講習会なんですけれども、防犯カメラ、それこそいろんな種類、金額から何からございまして、その辺がまちまちであるため、町全体での講習会はなかなか難しいのかなと、このように考えております。

しかしながら、防犯カメラの設置につきましては、現在、町の地域活性化起業人が実施をしておりますよろず相談会、役場の庁舎1階のホールで行っておるわけですけれども、こちらで既に住民の方から設置についてのご相談をいただいてございます。その中で個別の対応を既にしておりますので、例えばそういうところに興味のある方ですか、ちょっとどうなのかなというご意見がある方につきましては、併せて設置もなんですか、そのあたりの不安のある方につきましては、ぜひよろず相談会に足を運んでいただいて、どうなんでしょうかということでご質問いただければ、町に来ております地域活性化起業人のほうが力になっていただけますと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。説明会の開催は難しいと。いろいろ技術が進歩したりしておりますので、どこを基準にするかということありますけれども、ホームページ等でまとめてもらって、現状はこういう方

法でいろいろやっているんですよと、あるんですよというのを一回整理してもらって、ホームページ等で町民に周知してもらうと。あとは、回覧で全町民に回していただきてもいいと思います。それを見て、先ほど課長おっしゃった相談に来てもらってもいいですし、その辺、町民がもうちょっと知識を得られるような手段を構築していただければいいなと思いますので、ひとつ前向きによろしくお願ひをしたいと思います。

以上で、この関係は終わります。

最後に、小規模農家への農機具修理補助についてということでお聞きをいたします。

現在、日本では主食である米の価格が上昇し、大変な騒ぎになったり物がないとか、いろいろ騒いでおります。ご存じのとおり、農水省は古古古米、古が3つつく米なんていうのはあまり聞いたことはないんすけれども、古古古米を市中に安価に放出したということで、これも問題は問題で、じゃ高い米だったらどうするんだとか、いろいろ今後問題が出てくるんだろうと思います。

お米は油分が入っておりますので、一般的に、保存していけば油分が、種子が米の中に入つて劣化して、米はおいしくなくなるというのがあれですけれども、低温倉庫で3年も4年も保存しているのがどうなるのかというのは、食べた人の意見を聞いてみたいと思いますけれども、この間ニュースでは大臣たちがおむすびを食べていて、そんなにおいしいとは、まずくはない、おいしいというような感想を述べていたと思います。ふだんからおいしい米を食べていない人はおいしいかも。農家のほうの方なんていうのは、ふだんから自分の米食べていますので、ほかがあまり分からぬ。自分の米がおいしいかも分からぬですけれども、もっとまずい米があるのかなというふうな感じを持つ方もいらっしゃるとは思います。

このように国が減反の政策を進めており、日本国民の主食である米が、本当かどうか不足する事態であるということあります。減反減反といつても物は作っているんですけども、飯米、食料米を減らされてほかの米を作っているということで、実質食べる米が減っているというふうな形なのかなと思って、ちょっと不勉強でよく理解が乏しいわけありますけれども。

今回、町は1ヘクタール、農機具の修理にかかる費用を補助しますということで、長南町在住の方、1ヘクタール以上耕作されている方等々を対象に、補助率3分の1、上限20万円と5万円以上の修理費用が対象ですということで、産業振興課からそういうのが広報として出ております。

私の今回言いたいのは、1ヘクタールに満たない零細な農業をやって、日本の米を作っている方々がまだいらっしゃるわけであります。どのぐらいいらっしゃるかまた後でお聞きしますけれども、このような方々も農機具、いろいろ使います。米関係の農機具いろいろ使います。故障もします。古くなります。また買換えも必要なときもあるかもしれません、こう考えてもこういう1ヘクタール未満はじり貧で、その辺分かるんですけども、やってくれる方がいる限り、1ヘクタール未満でも多少の機械の修理代を補助してもいいんじやないかなというふうに考えるものであります。この辺、1ヘクタール未満の考えについて、担当課お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 今年度新たな事業といたしまして、農業機械の修理等に係る経済的な負担を軽減するため、農業機械等修理支援補助金を策定いたしました。

背景といたしまして、3月に長南町管内を9地区に分け地域計画を策定いたしました。その計画の中で、5年、10年先の耕作者が未定、あるいは自作地がございます。この未定の農地を地域内の中小規模の農家さんに集積を促すため、面積要件を盛り込んだところでございます。

初年度でございますので、この要件で事業を実施いたしますが、生産者からの声をよく聞き、併せ地域計画内の集積状況も鑑みながら事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。ここにいる議員さんの中にも、小規模の人にも少しごらいは修理代の一部を補助してもいいんじゃないかなというような考えがある方もいらっしゃったかと思いますので、この辺お金のかかる話であれなんですけれども、日本の農業を守るということでいかなくちゃいけないと思いますので、よろしくご検討のほどお願いをしたいと思います。

日本人の主食であるお米の自給率の向上を図っていかなくちゃいけないと思いますけれども、これは経済の安定化を図ることや災害時の食料の供給など様々な面から、これは日本を守る防衛の一つであるとされておるところであります。軍備だけが防衛ではないんだよということで、お米の確保は備蓄も含めて、大変重要であると思います。米が不足するから国内の生産をないがしろにしてといいますか、あまり面倒を見ないで、輸入すればいいんだということを言うところもありますが、これは非常に困った話で、なるべく輸入はしないんだと。全部自分の国で自分の米は作るよということを前提に、国政を進めていただきたいと思うわけであります。

国は、食料も防衛という意識を再確認していただいて、これまでの農業政策を根本から見直さなければならぬ時期であると思います。生産者が生産に意欲が出る安定した買取り、安定した販売価格、安定した供給、安定した販売に消費者のことも考えながら、知恵を出していかなければならぬと思います。

大規模な農業者、中規模農業者への支援は、これは重要です。していかなければいけないと思います。さらに、今言ったとおり小規模も何年もつか分かりませんということもあります、そこで米を作ればその分米ができるわけでありますので、農家への支援も、国として、町として考えていくてもらいたいと思います。

ところで、野菜、米を作るに不可欠なのはいろいろありますけれども、肥料、この肥料は非常に不可欠な問題でありまして、無肥料で作るという方もいるかもしれませんけれども、基本的に肥料をまかないと米も野菜もできません。

この肥料の原料というのは皆さんご存じのとおり、ほとんど、全量といつていいでしょう。輸入に頼っておるところであります。原油、石油については、大きな備蓄ということで備蓄基地を造ってありますが、肥料についてはどうなっているのかと。既にどこかで備蓄してあるのかなというような気もしないことはありませんが、原油等の備蓄同様、肥料の備蓄をしていくと。各家庭においても、各農家においても備蓄をしておるとは思いますけれども、国として、農協かもしれません、どんどん肥料を積んでいくと。腐りませんから。3年、4年原料がなくても何とか物が作れると、国民が飢えることがないというようなことを考えていくてもらいたいと思うんですが、我々議会としてもこの辺よく勉強しまして、国に対して肥料の備蓄をしてくれというような関係を協議、検討しまして、意見書でも国に出せるようなふうにしていたらどうなのがなということを考えておるところでございます。

ちょっと雑駁な話で恐縮だったんですが、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで10番、加藤議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

（午前1時46分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◇ 鈴木ゆきこ 議員

○議長（松野唱平） 一般質問を続けます。

次に、3番、鈴木議員。

[3番 鈴木ゆきこ質問席]

○3番（鈴木ゆきこ） 皆様、こんにちは。3番、公明党の鈴木ゆきこでございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、ただいまより一般質問を行わせていただきます。

質問事項は全部で3つあります。

それでは、まず初めの質問事項、中学生議会の開催について。

質問の要旨は、議員の成り手不足を解消するために、主権者教育の一環として、中学生議会の開催を実施すべきだと思いますが、これよりお尋ねしてまいります。

私は、昨年3月議会で投票率を上げるにはの一般質問の中で、18歳から選挙権があることを語り、若い人たちが政治に対する関心を高めるために中学生議会の開催をと質問いたしました。執行部からは、コロナ期間中制限がいろいろとあり、我慢が多くできないことばかりで苦労した分、コロナの制限解除の今、やれずにいたことを優先して行うということで、中学生議会の開催は残念ながら実現には至りませんでした。しかし、現在は生活環境もコロナ前のような状況に戻り、様々な行事が実施されていることと存じます。

そこで、ぜひ議員の成り手不足を解消するために、町に対しての若者の発想で、人口が7,000人を切ってしまった町に若者目線で感じたことや地域の課題を、また議場の中で首長や教育長などの行政側の代表者に対して、町政に関する質問や提案を行う、発言できる体験を通して若者世代の政治に対する関心や、これから時代に必要とされる主権者としての意識や才能を育成できるのではないかと感じたからでございます。

また、令和7年3月、この3月ですが中学校では45名が卒業し、4月からは旧長南、豊栄、西、東の4小学校での生活を経験した児童・生徒はいなくなり、全員が長南小となりました。9年間、小・中学校隣同士で学べる環境で、ぴかぴかのランドセルを背負ったかわいい姿から、制服に着替えた優しいお兄さん、お姉さん、そして長南町のよいところでもある人情味あふれる大人への成長など、子供の数は減少していましたが、ポテンシャルを秘めている長南町の希望の宝でございます。ちなみにポテンシャルとは、将来的に発揮できる可能性や能力のことです。

そして学校では、故郷を愛する「長南の子」の礎づくりとして、地域や自然との関わりを体験できる郷育プログラムがあることを知りました。体験活動は、小・中学校を合わせて11、そのうち中学校は2つ体験活動を

いたします。中学生は受験もあり、先生方はさらに仕事量が増えるかと存じますが、初めて生徒が議員としての体験をすることにより、関心や理解度は上がるのではないかと思うところでございます。

ぜひ、今後の議員の成り手不足にならないよう、主権者教育につながる中学生議会の開催を検討していただきたいと存じますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） 中学生議会につきましては、令和元年11月6日、長南中学校3年生を対象に開催いたしましたが、その後、新型感染症流行などによりしばらくの間開催されておりません。しかしながら、主権者教育の必要性は認識しておりますので、まずは議長などを選出して、討論、採決などが行われている生徒総会などを模擬的な議会の場として活用しつつ、中学生議会開催については、今後も中学校と調整を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 生徒総会を模擬的議会として活用し、議長等の経験をする生徒が増える中で、中学生議会へつなげていける取組に期待を抱きました。ぜひとも実現していただきたいと思います。

次に、質問事項、高齢者のもしもの備えについて。質問の要旨は、高齢者のもしもに備え、町ではどのような対策をしているのか伺ってまいります。

高齢化の進む本町では、昨年9月の認知症に関する一般質問でのデータにはなりますが、昨年8月1日現在、7,133人の人口に対し、65歳以上の人口は3,356人で47%、75歳以上の人口は1,804人で25.3%でした。今年6月のついこの間の広報紙によると、5月1日現在の人口は6,981人、3,149世帯であることが分かりましたが、昨年8月より152人の減少がありました。

そこでお尋ねいたします。町の高齢者の人数が半数近く占めていることが昨年のデータから分かりましたが、医療や福祉サービスの需要がより一層高まつくることが予想できます。よって、町の高齢世帯のうち、独居世帯がどのくらいの数字になるのか、お聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 令和7年4月末現在の住民基本台帳上の65歳以上の単身世帯は777世帯でございます。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） ただいま福祉課長の答弁から、人口の1割を超える777世帯、777の方が単身世帯だと確認できました。高齢であることや、今までできたことができなくなるなど、1人だと個人差はあるのでしょうか、不安や孤独感、そして悲しくてたまらないなど感情が不安定になることが推察できます。

また、近年では自然災害も多くなり、雨が降ると、さらに今までの体験から不安を強く感じてしまう方が多かれ少なかれいらっしゃることと感じております。

そして、これから季節は梅雨の時期となり、いつも以上に外出がおっくうになるなど、ロコモティブシンドローム対策も必要かと感じました。ロコモティブシンドロームとは、人間が立つ、歩く、作業をするといっ

た広い意味での運動のために必要な体の仕組み、全体の機能が低下することにより、移動するための能力が不足したり、衰えたりする状態のことですが、町で行っている取組として、いきいき百歳体操や老人クラブの健康生きがいづくり事業のグラウンドゴルフなど、体を動かすこと、元気な人との交流があることなど、このような取組は町民にはうれしいことでございます。

しかし、高齢者の独居の方が緊急時、まさにいざというときに身近に頼れる人がいない場合は、町ではどのような対策ができているのでしょうか。高齢者の中には誰にも相談できず、自分の今後をどうしたらよいのか不安を抱えている方もいらっしゃると思います。安心して人生の最期を迎えるようにすべきだと考えます。地域の民生委員さんが訪問してくれていることは存じておりますが、地域でよく知っている異性の相談員に悩みを全て伝えられているのかと、私の中には疑問が湧きました。そうした伝えられない町民に対しての思いやりのある取組も、これからは必要ではないかと考えました。

そこで、相談相手がない、また身内が遠距離で頼れる人が近くにいないなどの場合は、どのような対策ができるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 認知症、孤独死、生活不安などの社会的課題がある中、町では孤独防止、介護予防だけでなく、安否確認の一助となる緊急通報装置貸与事業を行っており、4月末現在、登録件数は33件となっております。

緊急通報装置は、急病などの緊急時にボタン一つでALSOKガードセンターに連絡できます。通報を受けたガードセンターは利用者の安否を確認し、待機所の旧西小からガードマンが駆けつけたり、必要に応じて救急車の要請をしたりと、状況に合わせて対応いたします。空間センサーが異常を感じた場合も、ガードセンターが自動的に安否確認から通報まで行ってくれます。また、相談ボタンもあり、24時間365日看護師等の専門スタッフによる健康相談が受けられます。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） ただいま緊急通報装置の登録が33件とありましたが、単身世帯777人いることからすると、相当少ない登録数かと思いました。とても便利な装置なので、一人でも多くの方が利用できるような取組をさらに、さらに進めてほしいと感じましたが、緊急通報装置の概要と申したらよいのか、ボタンの操作などの機能は単純で使いやすいものなのがよく分かりません。本人は認知症の自覚はないが、周りから見たら、あれ何だか変だよ、おかしいよみたいな場合、操作を覚えていられるのかどうか、単純操作なのか心配があります。せっかく手元にあっても、いざというときに操作ができなければ意味がありません。

6月の広報ちょうどなんにも掲載記事がありましたが、もう一度簡単な説明で構いませんので、取扱いの説明を求める。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 操作の方法でございますが、通報装置本体に緊急ボタンと相談ボタンがありますので、体調が悪いときや救急車が必要なとき、緊急時に緊急ボタンを押していただけです。また、緊急ボタンと

は別に相談ボタンがありまして、相談ボタンを押しますと、ALSOKあんしんケアサポートにつながり、先ほど申し上げたとおり、24時間365日看護師など専門スタッフによる健康相談を受けることができます。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 詳しい説明ありがとうございました。町民も安心・安全で確かなものと確信できました。その取扱いが単純であるがゆえに、一人でも多くの方に持っていただけたらありがたいなと感じました。

次の質間に移ります。

困り事を遠慮がちで上手に伝えられないなど、今までにこれと似たような相談事はありましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 今までにそのような相談は特にございませんが、高齢者の相談は包括支援センターで受付、対応しております。民生委員さんからのご相談で、緊急通報装置の設置、介護保険の申請、社会福祉協議会の事業につなげることもございます。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 高齢者の相談は包括支援センターで受付、対応を行っていることが分かりましたが、お隣の長柄町では、民生委員の活動パートナーとして民生委員協力員がいることを知りました。民生委員は、近年の高齢社会の急速な進展や生活困窮者など、多様化、また複雑化した問題を抱える世帯の増加など、民生委員の重要性が増す一方、負担の増加や成り手不足の問題が生じていることから、年々増加する独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、民生委員1人で情報収集や活動をすることが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、助け合い、支え合うことができる体制づくりを目的とし、民生委員協力員制度を創設したそうです。

本町でも長柄町を参考に、高齢化の進んでいる町として、誰でも気兼ねなく相談し合える体制づくりの取組強化が必要と考えられます。今後の検討課題の一つに加えていただけるよう、強くお願いを申し上げご提案させていただきます。

それでは、次の質間に移ります。

高齢者が急病など、もしものときにアレルギーなどの医療情報や遺言書の保管場所、本人のみが知っている情報が関係機関で共有できるとありがたいと思いますが、見解を伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 介護保険を利用している方が入院した場合、必要なときはケアマネジャーから病院へ情報提供を行っております。また、エンディングノートを福祉課の窓口で配布をいたしております。

今後も、終活講座等で介護や病気への備え、亡くなった後のための準備を考える機会を提供してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 介護や病気の備えなど、準備は必要と強く感じております。

そこで私の体験談になりますが、独り暮らしで兄弟は東京在住、そして介護は必要としない方が先日体調を崩され、病院に連れていってもらいたいと連絡をいただいたので、急いで連れていくことがありました。かかりつけ医などが曖昧だったので、私の知っているかかりつけ医に連れていくことにいたしましたが、相手にとっては初めての病院となるため、問診票の記入にもいろいろ聞かなくてはいけないことに苦慮いたしました。元気なときにたまに会うだけの関係で、親戚といつても今までの病歴など個人情報などは全く分からず、本人がつらい状態で病院にいる中、家族とは違うので言葉を選び選び、相手への敬意を保ちながら聞くことへの大変さを痛感いたしました。

また、せっかく作ったマイナンバーカードですが、これはほかの方なんですが、暗証番号を忘れてしまう、顔認証も駄目など、高齢者夫婦が困っていた姿を大きな病院で見受けたこともありますので、マイナンバーカードの活用方法が重要だなど、そのときは認識いたしました。今回のことでもマイナンバーカードの活用ができれば、いろいろ情報源としてあったのではないかと感じました。

介護保険の利用者はケアマネジャーがおり、情報提供をしていただけますが、ふだん生活に困ることのない方、すなわち介護保険を必要としない高齢者が、急病などの緊急の対応施策はあったとしても手薄ではないかと感じております。

エンディングノートは、私の前任者である丸島なか氏が一般質問から製作、実現できたと認識しております。エンディングノートは、高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんだけではなく、お父さん、お母さん世代の方々まで、1人でも多くの方が利用、活用していただきたいと思うところでございます。そのためにも、エンディングノートのことを福祉課の窓口で配布するだけではなく、口コミで広げていただけるぐらいの周知徹底することにより、誰でも活用できるように、さらに検討を重ねていただきたいと願います。

誰もが元気で体が動けるうちに、そして少しづつ整理をすることにより、後には整理してきたことが生かされ、関係する方への心配や負担軽減につながっていけるのではないかと考えます。認知症になる前に、ある程度のことを記入しておくことで、遠くで暮らしているふだんの生活を知らない家族も安心できると思いました。

高齢者が自分らしい暮らしを続け、尊厳ある生活を送れるような、そして高齢者に対してここまで心配してくれる町などと、かゆいところに手が届くではありませんが、あらゆることを想定し、関わる全ての方々がありがたいと感じ取れるよう、いざというときの情報提供が町を介することでできる取組に進んでいただけるよう、検討をしていただきたいと思います。

続きまして、最後の質問事項になりますが、河川の管理について。質問の要旨は、町管理の河川は適正に管理されているのか伺ってまいります。

令和5年の大雨災害では河川の被害が多く、浸水家屋もありました。昨年から災害復旧工事も始まり、河川の周りの竹木の伐採により、今までには見えなかった圏央道の行き交う車や違う風景に変化したところなど、見受けられるようになりました。

河川工事も順調に進んでいるとは存じますが、浸水被害のあった地域の方は、なぜ今回うちの地域のこの河川工事はしてくれないのかと疑問を感じている方もおられます。相当な被害が出た地域の方々から考えいたしますと、町全体の被害の中から、この地域がどのくらいの割合の被害に当たるのかは知る由もありません。

そこで、町管理の河川になりますが、大多喜町寄りの市野々方面の河川工事についてお尋ねいたしますが、

いつ頃工事の予定が計画されているのか、それともないのかお答え願います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 議員ご質問の二級河川小生田川の上流部になります普通河川市野々川につきましては、河川区域内の竹木の繁茂や河床部分への土砂の堆積が見られますことから、緊急浚渫推進事業債を活用いたしまして、本年度から実施をいたします普通河川蔵持川と併せて、令和8年度から竹木の伐採及び浚渫作業のほうを実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） ありがとうございます。令和8年度から緊急浚渫事業債を活用しての市野々川区域内の竹木の伐採や川底の土砂を取り除くことで、水流をスムーズにして増水時の水位を低くし、氾濫を防ぐことができる浚渫作業を実施できることが確認できました。関わりのある地域の皆様にも、今後の予定をぜひとも早めに伝えていただきたいと思います。

これからも、安全で安心して町民が生活できるように安全対策の管理をお願いし、これで一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで3番、鈴木議員の一般質問は終わりました。

◇ 岩瀬康陽議員

○議長（松野唱平） 次に、5番、岩瀬議員。

[5番 岩瀬康陽質問席]

○5番（岩瀬康陽） 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号5番の岩瀬でございます。

午前中から答弁、説明でお疲れのことだと思いますが、私が最後の質問者ですので、もう少しお付き合いをお願いしたいと思います。ぜひ前向きで建設的な答弁、これをお願いしたいと思います。

本日は3件ございます。教育の機会均等、そして独居高齢者への対策、そして町政についての3点でございます。

それでは、早速最初の質問に入ります。

それでは、教育の機会均等について入ります。

執行部の皆さんもご承知のことだと思いますが、教育基本法には、全て国民はひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えなければならないものであって、人種、信条、性別、経済的地位等によって差別されない等と規定されております。これは、国民がその能力に応じて教育を受ける機会を均等に与えなければならないものであり、いわゆる学習の機会の均等化です。町は教育のあらゆる場合において、能力以外の事由により、差別的な取扱いを行うことを禁じているものであると、私は解釈しております。つまり、教育の機会が均等であれば、経済的、社会的な背景にかかわらず、児童・生徒の誰もが自分の可能性を最大限に開花させができるものと考えられます。

しかし、私は、実際の教育現場では、生まれ育った環境、地域や家庭の経済状況ですけれども、これにより

教育格差が生じているのが現実ではないかと思っております。町は現在、この格差是正の取組として、元教員のご協力により、児童を対象とした放課後補習授業を土曜日に実施されていることは私も承知しておりますし、感謝しております。しかし、まだまだこの取組を促進、向上させていく必要があると私は考えております。

本町でもご多分に漏れず、私が知っている範囲では、経済的な理由等で学習塾や習い事に通えない等の児童・生徒が一定数在籍するものと推察しております。しかも経済的な理由がある家庭の児童・生徒は、学力低下や学習習慣を身につける余裕もない等の課題もあると思われます。

私は、この格差を是正させるには、学習機会の均等や学習意欲の向上などにより、学校外も含めた学力向上策や教育費の負担軽減等の積極的な取組が不可欠と考えます。この教育格差の是正に取り組むことにより、児童・生徒の学力向上だけでなく、貧困の連鎖を断ち切り、社会全体の成長と公平を高めることができて、ひいては町の発展にもつながるものと思料されます。

そこで伺います。町は、家庭の経済的な理由で、学校外の教育を受ける機会が制限されている児童・生徒のために、学習塾等に通塾できるよう学校外バウチャーの提供等で援助すべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

三ツ本教育課長。

○教育課長（三ツ本 勝） ご意見どうもありがとうございます。

まず初めに、教育の機会均等についてですが、現状子供たちが楽しく学校生活を送り、生きる力の育成に教職員、保護者、地域の方々と一体となって努めているところです。ここでいう生きる力というのは、確かな学力、豊かな心、健やかな体のことをいいます。

本町の昨年度の中学校の学校評価アンケートにおいて、生徒、保護者共に楽しく学校生活を送っている、丁寧な学習指導や支援に満足しているという回答が90%近く得られている状況です。

また、町の学習指導支援員を小学校に4名、中学校に3名を配置し、子供たちにとってきめ細やかな学習支援に努めています。また、ICT教育にも力を入れ、デジタル教科書、電子黒板の充実、ALTも小・中学校に派遣し、外国語教育の充実も図っております。

そのほか、先ほどご意見いただきましたように、経済的な理由などで学習塾に通えない家庭も鑑み、県の学習支援事業を活用し、長南学習塾を開設しております。こちらにつきましては、小・中学校全児童・生徒に募集案内をし、8月から2月末まで毎週末に公民館などで個々に合わせた学習を行っております。

他市町村と比較しても高水準の教育支援を行えていると思いますし、格差が生じやすい状況とはなっていないと考えております。ただし、学校外での教育支援を行っていく上で、この学校外教育バウチャーによる教育支援については、貴重なご意見として、今後考慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 学校内のこととは私もある程度は認識しておりました。確かに本校の学校の中での指導、授業、これはまさしくすばらしいものだと思います。ただ私が言いたいのは、要はそれは私のほうも前に話したとおり、放課後補習授業ということで今説明ありましたけれども、1週間、週末ですか、やってくれると、こ

れは私も認識しております、私も実際に現場にも行っています。非常に有効だと思っていました。

ただ、そうでなくて、やっぱり経済格差といってはおかしいんですけれども、当然各家庭の格差によりまして、例えば町がやっているところには連れて来られるけれども、あと交通の問題等もございますけれども、実際には、例えば茂原とか千葉とかいろいろあります。そういうところには、行きたくても行けない家庭って必ずあるんですよ。やっぱりそういう人たちのためにも教育の機会均等であれば、格差是正するんであれば、このバウチャーを活用して、僕はやっていただきたいと思いますけれども、それ再質問になっちゃうんですけれども、その辺について取り組む意思って、意欲ってありますか。お答えください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課長。

○教育課長（三ツ本 勝） こちらのほうの学校外教育バウチャーにつきましては、こちらのほう私のほうで調べさせていただきました。現在全国で行っているところの部分なんですが、こちらのほうにつきましては、千葉市、大阪市、長野市、福岡市、那覇市と県庁所在地の当たるところの市で行っているところがございます。

ただし、千葉市の方のところにつきましても、こちらのほうについても調べさせていただいたんですが、こちらについては、千葉市の方に寄附した方がいらっしゃいまして、その方のご意向が独り親家庭の支援に使ってほしいということで、巨額の寄附金を千葉市の方にお渡ししまして、そちらのほうの寄附から、そちらのほうのバウチャーを行うというところになっていると、私のほうも確認しております。

3年間行えるということで書いてあるんですが、4年目以降については、また検討しながらというところの部分で千葉市の方も行っているというところもございまして、やはり様々ご意見のほうは頂戴いたしますが、学校外教育バウチャーのところについての必要なところは、十分こちらとしても理解しておりますので、今後、申し訳ありませんが、再度同じことになりますが熟慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 今答弁いただきました。確かに政令指定都市、それから大きく大規模な市、当然財政力がありますから、また篤志家もいます。当然、そういう財政的な余裕があるからできるわけです。でも、それ言っていたら、なかなか格差は正つながらないわけですよ。やはり長南町だからできないじゃないんですよね。やる意欲、後でまた僕言いますけれども、やはりやろうという気持ちがなければ取り組みませんよ、これ。人間ですもの。その辺教育委員会のほうだって、やはりもう少し、真剣と言ってはおかしいんですけれども、もっと前向きにチャレンジする。やっぱりスピード一にやっていかなきゃいけないわけですよ。ぜひその辺を十分心に認識して、今後また検討していただきたいと思います。

それでは、そちらの辺についてはちょっと難しいということでございましたので、次の要旨に入ります。

続きまして、海外交流研修事業について、また質問したいと思います。

例年、コロナ禍を過ぎ、実施されてきた中学生の海外交流研修事業、これは町が7割補助を実施しておりますが、本年度も予算化はされております。私は、事業そのものは、町を担う生徒さんたちが海外でその国の人と交流して、外国の文化や言語等を学んで国際感覚を育むことは、参加する生徒の語学力の向上とグローバルな視点の獲得、そして異文化理解等の人間的な成長につながるもので非常に有益と思っております。

しかし、先ほどの質問のとおり、ここまさに先ほどの質問とつながるわけですけれども、家庭の経済的な理由等で、この研修事業への参加を希望してもかなわない生徒がいるものと、私は推察しております。格差の是正がだから必要なんですね。

そこで伺います。町は、経済的な理由で中学校の海外交流研修事業への参加を諦めている生徒のために、自己負担額の引下げ等の援助に取り組むべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） 現在、海外交流研修の補助については、先ほどお話しいただきましたとおり、補助金交付要綱に基づき総経費の70%以内となっておりますが、今後本事業を継続していく場合には、ご指摘いただいた点を考慮いたしまして、格差などによって参加を断念することがないような負担方法について、検討してまいります。

また、本事業の主目的であります生徒が国際社会に参加し得る資質を育成するため、研修内容などの変更も含め、より効果的な研修事業となるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 前向きな答弁と捉えていいのか、ちょっとよく分からんんですけども、ぜひ、なるべくできるように考えていただければと私は思っております。

それと、これは私の質問じゃないんですけども、確かに研修費用が高額になるので、一般家庭の保護者等が、経済的な理由のある家庭の補助や何かやると、ちょっと意外な感情を持つことがあると思います。しかし、以前私は、この海外の交流研修事業のことを、実際様々な家庭の事情があると思うんですけども、今は旅行会社が主催するホームステイ、そういうものも結構あって、恐らく調べてもらうと分かると思うんですけども、そちらに参加されている児童・生徒の方もいると思います。

私は前も言ったんですけども、これらの参加する児童・生徒にも、同様な補助を行ってもいいのではないかと思っております。確かに、先ほど言っているバウチャーだとか、海外交流研修事業への補助の在り方なんですけども、これを実施するには、確かに財源が必要になります。この財源のやっぱり確保がどうしても難しくなることが予想されますので、以前も私言っているんですけども、要は時代ですよね。時代が変わっていく中で新規事業を始めるためには、旧態依然として実施している事業の廃止も視野に財源を捻出していく。それも、一つ考えていただきたいと思っています。

そして、さらにこの格差の是正に取り組む財源につきましては、要は子育ての支援、それからひいては町の発展にもつながりますので、財源の確保には、今ネットか何かでいっぱいやっていると思うんですけども、ガバメントクラウドファンディング、この活用も視野に入れて検討していただきたいと思いますけども、この点について、もし答弁がいただければお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） 今ご指摘をいただきましたガバメントクラウドファンディングにつきましても、さ

らに再調査をいたしまして、今後の事業の展開に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） それでは課長、よろしく調査検討のほどお願ひいたします。

それでは、次の質問、独居高齢者等への支援についてに移ります。

2024年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、65歳以上の未婚の高齢者は、2050年に2020年の3倍となり、男性が269万、女性が191万となることが推計されております。このため国では、高齢社会対策大綱の基本的な考え方として、独り暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築を掲げております。

本町においても、先ほどの鈴木議員の答弁の中で、高齢者数が、特に独居高齢者数ですけれども777人となっているとのことで、この国の推計を参考にして考えますと、しばらくは高い人数で推移することが予想されます。また、近年は残念なことに、本町においても少子化や親子関係の希薄化により、頼れる身内がいなくなっている高齢者も多くなっていると推察されます。

このようなことから、高齢者の単身者は転居や入院、施設入居時に必要な身元保証をはじめとして、財産管理、生活支援から死後の埋葬や残置物の整理、処分などの様々な困り事が既に発生しているし、今後も発生すると思われます。

現在、これらに応じたサービスは、主に葬儀や介護等の高齢者関連の小規模事業者が担っておりますが、高齢者が個々の事業者を探して、細かな内容を理解し、契約するには大きな負担がかかると思われます。また、報道等によりますと、事業者の経営破綻などの理由で預託金が返金されない等の契約のトラブルも発生しているとのことです。一方、先進自治体においては、地域包括支援センターを中心として、介護、保険、医療以外の高齢者の困り事を企業と提携して対応しているとのことです。

いずれにいたしましても、高齢者世帯の困り事を放置すれば、やがては町が担うことになるのは明白です。当然相続人や近親者がいない場合は町が処理することになるのですが、今後は職員数の減少が見込まれる中で、遺品処理や整理、また遺骨の保管などの様々な問題も解決、処理していくなければならなくなると推察されます。

したがいまして、住民が自分の希望どおりに人生を全うできるよう、そして町の負担軽減のためにも町が主体となり、積極的に終活支援を行うべきと考えます。

そこで伺いますが、町は独居高齢者が安心して人生の最期を迎えるよう、積極的に民間と連携して終活支援に取り組むべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 日本総合研究所によりますと、身寄りのない高齢者が2050年には448万人となり、高齢者の9人に1人が身寄りのない高齢者となる試算が示されております。

本町の令和7年4月末現在の状況でございますが、777世帯で全世帯の24.6%となっており、高齢化の進展などの影響から、高齢者の単身世帯は増加傾向にある状況でございます。

民間と連携しての取組状況ですが、県内では、千葉市、習志野市、八千代市、茂原市の4自治体が民間事業者と連携し、終活支援事業を実施しております。

まず、習志野市と八千代市については、株式会社鎌倉新書と包括連携協定を締結し、エンディングノートの配布や終活講座、終活相談ダイヤルを設置し、終活支援を実施しているようございます。続いて、千葉市と茂原市につきましては、ヤックスケアサービス及びSOUセレモニー株式会社と協定を締結し、身元保証や死後事務などの終活支援の取組を実施していると伺っております。

本町では昨年、ヤックスケアサービスの親会社である株式会社千葉薬品と包括連携協定を締結していることから、今後、株式会社千葉薬品と包括連携協定の一環として、終活支援の取組の協力を依頼できないか、協議してまいりたいと考えております。

また、明治安田生命とも包括連携協定を締結しており、終活支援の取組として、令和5年2月に終活講座を実施しておりますが、定期的に開催することで終活の重要性を普及してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 前向きな答弁と受け止めます。町が幸いにも終活支援の必要性、それを理解してくれたと思います。県内、既に4つの自治体が取り組んでいるということでございます。ぜひ、独居高齢者をはじめとして、多くの高齢者等が安心して人生を楽しみ、自分の希望どおりの人生を全うできるよう、早急に関係企業と協議を進めて、ぜひ実施していただきたいと思います。

また、高齢者をはじめとして関係する住民にも、この終活の必要性、重要性を啓発していただきたいと思いますので、終活講座の開催も併せて充実させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の最後の質問、町政についてに入ります。

さて、皆さん光陰矢のごとといいますが、早いもので平野町長、平成26年の就任以来、3期目も残すところ半年余りとなりました。この間町長は、ふるさと長南の再生を掲げて、少子高齢化と人口減少の進展により町の活力が低下している本町の現状を打破して、以前のにぎわいを取り戻すため、一生懸命町づくりの政策や事業推進に邁進されてきたと思っております。

この間、町長が取り組まれた主な事業、施策としましては、旧4小学校を統合した小中一貫型校である新長南小学校の新設です。私はこの統合により、子供たちが集団の中で多様な考えに触れて切磋琢磨し、一人一人の資質を伸ばす機会が増えたとともに、運動会や修学旅行等の集団活動や行事の教育効果が高まっていると感じております。

また、現在も全国の自治体で廃校活用に苦心している中で早期に、廃校となった旧4小学校や幼稚園舎等への企業誘致に成功し、町ににぎわいが少しずつ戻り始めていることです。そして、懸案であった旧役場庁舎を、将来を見据えた中で費用対効果が高く、しかも防災や災害時等の拠点ともなる新たな役場庁舎に建て替えたことです。さらには、現在進めている第5次総合計画で掲げる主な町づくりの施策として、公共交通網の利便性向上、これは循環バスの廃止により、デマンドバス、デマンドタクシーを導入して、公共交通の空白地域の解消に努めております。

また、観光の振興では、野見金公園にミハラシテラスやトイレ、駐車場等の整備を行い、観光客の誘致に取り組むとともに、子育ての支援の推進では、子育て交流館、放課後児童クラブの整備等々、子育て世代から大

変喜ばれています。加えて、行財政の健全運営は、これが一番大事だと思うんですけれども、公共施設等整備基金の設置や財政調整基金への余剰金の積立て等に取り組み、財政の健全化も進めております。そして、現在も町長自らが策定した令和13年度までの町づくりの指針である第5次長南町総合計画の各種施策を積極的に進めているところであります。

そこで伺いますが、町長は平成26年に就任して以来、ふるさと長南の再生を目標に一心不乱に町発展のために様々な施策事業に取り組んでこられたと思いますが、今までの自己の評価をお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

平野町長。

○町長（平野貞夫） ただいま岩瀬議員から、これまでの町政運営に対しまして身に余る評価をいただき、大変恐縮しているところであります。

これらの事業の推進に当たりまして、議員の皆様方をはじめ、多くの町民の皆さんへの温かいご支援をいただいたということを心から感謝申し上げたいと思います。

今まで取り組んできた施策事業については、ただいま岩瀬議員から事細かにご説明をいただきました。その中で、特に小学校の統合については、小中一貫校としたことは育ちの連続性を生かした長南町一貫教育の推進として、子供たちの生きる力を育むことにつながっていると感じています。また、これに伴いまして、そういった廃校活用、これについてはスピード感を持った決断に努め、遊休資産の継続活用、そして地域活性化の拠点づくり、雇用創出というような場として成果があったというふうに受け止めています。

庁舎の建て替えにつきましては、熊本地震を機に、時限的に設けられた国の財政支援措置に間に合うタイミングで建て替えができたことも、町の財政に有利に働いたというふうに思っています。

そのほか、元年と5年の2度にわたる大規模な災害において、町内全域に甚大な被害が発生したことから、その復旧に全力を尽くしてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症については、国や県と連携し、協力しながら、その対策を講じてまいりました。ですが、この緊急事態により、私が思い描いていた町づくりの取組に若干遅延が生じてしまったことについては否めなく、皆様のご期待に応え切れない部分もあるのではないかというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 丁寧な説明、評価ありがとうございました。これまでの施策を真摯に、謙虚に見詰め直されておると思います。

町長は、新型コロナウイルス感染症への対応と甚大な被害となった2度の豪雨災害の復旧により、計画していた町づくりへの取組が遅延したと反省していますが、私は限られた職員数、それから限られた事業者数の支援と協力を得ながら、町の職員も、それから企業も、全力で災害復旧に取り組まれたと思っておりますので、これはやはりやむを得なかつたのではないかと私は思っております。

その辺あると思うんですけども、確かに、これらへの対応等により町づくりが遅延していることは、私も残念だと思っています。しかし、今後は将来を見据えた中で、この遅れを取り戻すためにもスピード感を持つ

て、町づくりを推進していかなければいけないと考えております。

我々、議員と町民の間でも町長への評価はそれぞれ異なると思っておりますので、今後も様々な機会を活用して、広く町民の声を確認して、町長の事業、施策に活用されるよう心がけていただければと思います。

それでは、次の要旨に移ります。

町長は先ほどの答弁のとおり、現在自らが策定した令和13年度までの町づくりの指針である第5次長南町総合計画の各種施策を積極的に推進しております。しかし、先ほども話がありましたとおり、国の人口推計によりますと、2050年には本町人口が半減するとも言われております。私はこのため、総合計画だけでなく、より長期的な視点で今後の町を担う若者たちが住んでみたい、住み続けたいと思う町、つまり持続可能な町づくりも視野に入れて取り組むことが肝要ではないかと思っております。

しかし、この町づくりの実現には、住民の理解と協力が不可欠であり、長期間を要することになります。このため私は、まずは町長が目指す町づくりを着実に進めていただくために、長南町第5次総合計画を町長が責任を持って、積極的に官民との協働により力強く推進していかなければならない。いや、いく必要があるものと考えます。ひいては、今後の町を担う若い人たちがこの町に住んでみたい、住み続けたいと思える町づくりにつながっていけばよいと強く思っております。

そこで伺います。町長は、来年1月で3期目が任期満了となります。町発展を確実なものとするため、今後も継続して町政運営を担うお考えがあるのか伺います。答弁願います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 人口減少が進み、今まで推移しますと、今お話をあったように20年後には人口が半分になってしまうということを想定しています。その対策といたしまして、移住定住を促進する事業や子育てしやすい環境の整備などに努めているところであります。たとえ人口が減少したとしても、今の行政サービス水準を落とすわけにはいきません。それには、町は豊かでなければならないということあります。協働の町づくりを進めるとともに、財政の健全化にも努めることが何よりも必要であるというふうに考えています。

そうした中で、この町をかつての活気とぎわいを取り戻す、誰もが健康で生き生きと安全に暮らせる町とすることが私の目指すところでありますので、その一念で今後も職務に邁進をしてまいりたいというふうに思っております。

長南町の未来を確かなものにするために、今は直売所建設、公民館の耐震化、西部工業団地計画跡地及び空港代替地の遊休土地への企業誘致など、将来に向けた町づくりを大きく左右する事業について取り組んでいるところでありますが、これらはまだ道半ばであります。

このような状況でありますので、私としては、議会の皆様はじめ、町民の皆様のご支援をいただけるのであれば、引き続き4期目の町政を担わせていただき、町の課題に真摯に向き合い、ふるさと長南の再生に向けて全力を尽くしてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） そうですか。町長の町発展への強い思いと、立候補への決意表明を伺うことができました。

私も、先ほども話しておりますけれども、今後町の人口、必ず減少すると思います。減少しても、先ほど私がくどく言っているように、若い人たち、今後も町を担う人たちが、若い人たちが住んでみたい、住み続けたいなと思えるような町づくり、ぜひこれを目指して取り組んでいただければなと思っております。

それでは、ふるさと長南再生のために、引き続き町政を担えるよう頑張って取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終了します。ご苦労さまでした。

○議長（松野唱平） これで5番、岩瀬議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6日の午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時08分）